

災害による死者等の氏名等公表に係る対応方針

令和 5 年 6 月 26 日
福島県危機管理部災害対策課

1. 基本的な考え方

- 大規模な災害時における死者及び行方不明者の氏名等については、その公益性を鑑みつつ、本人や関係者、遺族のプライバシーにも配慮する必要があることから、家族（遺族）の同意を得て公表することとしている。
- 一方、安否不明者については、広く安否情報を募り、真に救助が必要な者や捜索対象範囲を絞り込むことで、人命救助活動の効率化・円滑化を図るために、家族の同意を得ることなく、原則、氏名等を公表することとする。

■ 区分ごとの公表可否

被災者区分	住民基本台帳 閲覧制限	家族等 同意	氏名	その他の公表
死者 行方不明者	なし	あり	公表	・住所（大字まで） ・年齢 ・性別
		なし	非公表	・市町村名 ・年代 ・性別
	あり	—		
安否不明者	なし	—	公表	・住所（大字まで） ・年齢 ・性別
	あり	—	非公表	・市町村名 ・年代 ・性別

2. 用語の定義

- (1) 死者等
… 死者、行方不明者及び安否不明者
- (2) 死者
… 災害が原因で死亡し、死体が確認された者又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者
- (3) 行方不明者
… 災害が原因で所在が不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
- (4) 安否不明者
… 災害発生地域において所在が不明となっている者
- (5) 家族（遺族）等
… 死者等の同居の親族、同一生計の親族、事実婚の配偶者（いずれの者もない場合は、民法第 725 条に定める親族）

3. 公表の流れ

(1) 死者

① 情報の収集、共有

県災害対策本部事務局（以下、「県」という。）、市町村、警察、消防は、災害が原因と推定される死者が発生したことを覚知した場合は、その旨を相互に共有する。

② 「死者」の判断、精査及び報告

市町村は、覚知または他の機関から共有された死者について、県や警察、消防の協力を得て、災害に起因する死者であるか判断する。災害に起因する死者であると判断した場合は、住民基本台帳等により個人の特特定を行うとともに、公表することについて、死者の遺族等の意思を面会または電話により確認して、「氏名・住所または居所・年齢・性別・住民基本台帳の閲覧制限の有無・公表に関する遺族等の意思」を名簿にまとめ、県へ報告する。

③ 公表

死者の情報の公表は県が行うこととし、県ホームページに一定期間掲載するとともに、プレスリリースを実施する。

④ 公表する情報の内容

氏名、住所または居所（大字まで）、年齢、性別

⑤ 非公表とする場合

- ・住民基本台帳の閲覧制限措置が確認された場合
- ・遺族等から公表拒否の意思表示があった場合

※ただし、非公表とする場合でも市町村名、年代、性別は公表する

⑥ 公表時期

県と市町村で調整の上、決定する。

(2) 行方不明者

① 情報の収集、共有

県、市町村、警察、消防は、災害が原因と推定される行方不明者が発生したことを覚知した場合は、その旨を相互に共有する。

② 「行方不明者」の判断、精査及び報告

市町村は、覚知または他の機関から共有された行方不明者について、県や警察、消防の協力を得て、災害に巻き込まれたことが確実であり、当該災害が原因で所在が不明となっている行方不明者であるかを判断する。災害に起因する行方不明者であると判断した場合は、住民基本台帳等により個人の特特定を行うとともに、公表することについて、行方不明者の家族等の意思を面会または電話により確認して、「氏名・住所または居所・年齢・性別・住民基本台帳の閲覧制限の有無・公表に関する家族等の意思」を名簿にまとめ、県へ報告する。

③ 公表

行方不明者の情報の公表は県が行うこととし、県ホームページに一定期間掲載するとともに、プレスリリースを実施する。

④ 公表する情報の内容

氏名、住所または居所（大字まで）、年齢、性別

- ⑤ 非公表とする場合
 - ・住民基本台帳の閲覧制限措置が確認された場合
 - ・家族等から公表拒否の意思表示があった場合※ただし、非公表とする場合でも市町村名、年代、性別は公表する
- ⑥ 公表時期
県と市町村で調整の上、決定する。
- ⑦ 行方が判明した者の取扱い
行方が判明した者に関する情報は公表を終了する。
なお、死亡が確認された者については、3-(1)により改めて公表の可否を判断するものとする。

(3) 安否不明者

- ① 情報の収集、共有
県、市町村、警察、消防は、災害が原因と推定される安否不明者が発生したことを覚知した場合は、その旨を相互に共有する。
- ② 「安否不明者」の特定、精査及び報告
市町村は、覚知または他の機関から共有された安否不明者について、住民基本台帳等により個人の特定を行い、「氏名・住所または居所・年齢・性別・住民基本台帳の閲覧制限の有無」を名簿にまとめ、県へ報告する。
- ③ 公表
安否不明者の情報の公表は県が行うこととし、県ホームページに一定期間掲載するとともに、プレスリリースを実施する。
- ④ 公表する情報の内容
氏名、住所または居所（大字まで）、年齢、性別
- ⑤ 非公表とする場合
住民基本台帳の閲覧制限措置が確認された場合
- ⑥ 公表時期
安否不明者が発生したことを覚知してから24時間以内を目標とし、県と市町村で調整の上、決定する。
- ⑦ 公表後の取扱い
 - ・安否が判明した者に関する情報は公表を終了する。
 - ・家族等から公表しないでほしい旨の申し出があった場合は公表を終了する。

4. 情報の利用目的及び収集・利用の方法

【利用目的】

公益性の観点から氏名等を公表して県民等に周知する。また、安否不明者の安否情報を広く募り、救助対象者の絞り込みを行うことで人命救助活動を効率化・円滑化する。

【収集・利用の方法】

市町村から下記(1)に掲げる死者等の情報を入手し、1に掲げる区分に沿って下記(2)の方法により公表する。また、災害対応に資する場合に限り、非公表の情報も関係機関へ提供することがある。

(1) 入手する情報

- ・氏名 ・住所または居所 ・年齢
- ・性別 ・住民基本台帳の閲覧制限措置の適用有無

(2) 公表の方法

県ホームページに一定期間掲載するとともに、プレスリリースを実施する

5. 公表に係る役割分担（県、市町村、警察、消防）

死者等の氏名等公表に係る役割分担は、次のとおりとする。

- 県 ⇒ ・対象者の氏名等公表
 ・公表内容に係る問い合わせ対応
- 市町村 ⇒ ・死者等が災害により発生した者かの判断
 ・住民基本台帳等による個人の特定
 ・家族（遺族）等の意向の確認
 ・県への報告
- 警察 ⇒ ・人的被害の事実確認
 ・県、市町村及び消防との情報共有
- 消防 ⇒ ・救助、発見時の被害状況の確認
 ・県、市町村及び警察との情報共有
- ☆共通 ⇒ ・安否情報の受付、各機関への共有